

電子申請受付システム操作説明書 別添1

組織内支店間共有について (審査機関・消防機関共通)

2025年9月29日初版 ICBA

1. 概要

本機能は、親組織(本店)・子組織(支店)を持つ審査機関、消防機関向けの機能となります。

新規申請の申請先が「本店」「支店」※に関わらず、同組織であれば全ての申請を受領、審査や決裁等を行うことができます。

※本説明書では、特定行政庁や指定審査機関、消防機関等の組織体系に関わらず、組織内の名称を「本店」「支店」といった用語に統一しています。以下例のように置き換えてご利用ください。

<特定行政庁>

「組織」=県または市・区 / 「本店」=本庁 / 「支店」=出先(土木事務所等)

<消防機関>

「本店」=本部 / 「支店」=支部、消防署

2. 主な機能

■ 検索画面について

自店の案件だけでなく、他店(本店や他支店)の案件も検索することができます。

自店・他店の指定だけでなく、担当者を絞って検索することができます。

選択した案件の閲覧、審査を行うことができます。

■ 担当者割り振りについて

自店・他店かかわらず、全ての組織内ユーザーが担当者に設定可能です。

■ 受付メール受信設定について

基本情報設定画面にて、他店の申請受付メール受信設定をカスタマイズすることができます。

※本設定は管理者権限のユーザーのみ設定可能です。

■ 他支店異動時の対応について

異動後も、異動前の審査担当案件を検索、閲覧することができます。

担当案件を審査中に異動した場合、異動後も審査進捗メールを受信します。

3. 検索画面

ここでは主に他店の申請を検索する方法をご説明いたします。

【審査機関 検索画面】

(1) 検索条件

- 申請先: 自支店 その他支店
- 案件ID: [入力欄]
- 地名地番: [入力欄]
- 申請種別: [ドロップダウン]
- アラート点灯: ステータス 連絡・質疑応答 消防ステータス
- 連絡・質疑応答: 回答待ち 要回答 完了
- 消防対応区分: 消防同意依頼 消防通知
- 補正・決定不可: [ドロップダウン] 承認依頼待ち
- 証書発行方法: 電子 紙

(2) 検索範囲

- 担当: 全て B01 特定行政庁 (確認検査)
- 日付: 2024/07/16 ~ 年/月/日
- 表示件数: 30

検索 クリア

【消防機関 検索画面】

(1) 検索条件

- 申請先: 自支店 その他支店
- キーワード: [入力欄] 全て
- 日付: yyyy/mm/dd ~ yyyy/mm/dd 全て
- 種別: 消防同意依頼 消防通知
- ステータス: 引受審査待ち 引受審査中 本審査中 補正依頼中 補正審査待ち 補正審査中 申請取下げ依頼中
(消防同意) 申請取下げ完了 審査終了

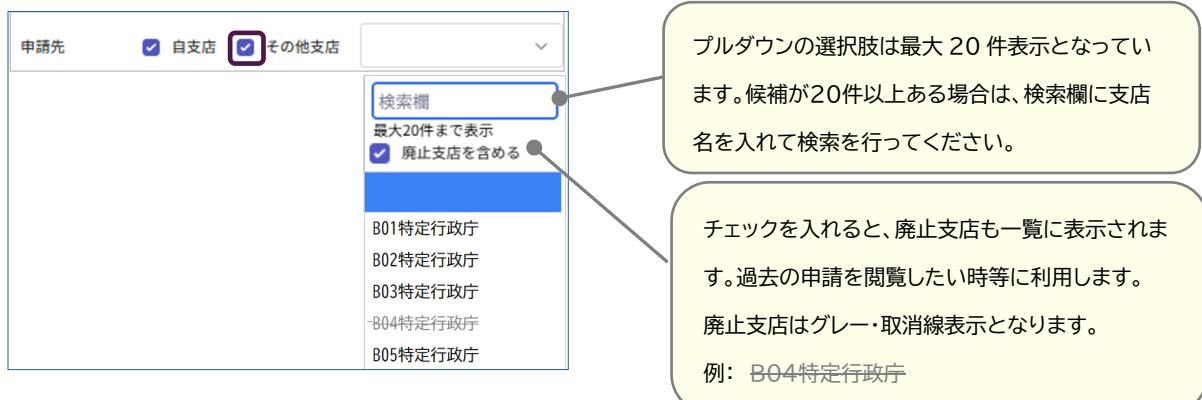
(2) 検索範囲

- 担当: 全て 施行前東京市消防署
- 表示件数: 30

検索 クリア

(1)申請先の選択

- ①申請先のデフォルトは「自支店」にチェックが入っています。
- ②他店の申請を検索する場合は、「その他支店」にチェックを入れます。
- ③プルダウンをクリックし、他店の絞り込みを行います。



(2)審査担当者の選択

審査区分+支店名+ユーザー名で絞り込みを行います。

担当	審査区分	支店名	ユーザー名
全て	B01 特定行政庁（確認検査）		
全て	検索欄 最大20件まで表示 <input type="checkbox"/> 廃止支店を含める	検索欄 最大20件まで表示 <input type="checkbox"/> 削除ユーザーを含める	
	B01特定行政庁 B02特定行政庁 B03特定行政庁 B05特定行政庁	B01閲覧 B01管理1 B01管理2 B01管理3 (共用DBのみ) B01管理6	

- ①審査区分のデフォルトは「全て」となっています。
- ②支店名のデフォルトは自店となっています。
- ③担当者名のデフォルトは空欄です。

チェックを入れると、異動者・退職者ユーザーも一覧に表示されます。過去の申請を閲覧したい時等に利用します。
削除ユーザーはグレー・取消線表示となります。
例: B04管理者1

4. 担当者割り振り

案件毎に設定する担当者割り振り画面について、自店・他店かわらず、全ての組織内ユーザーが担当者に設定可能です。

設定した担当者宛てに、該当案件の審査関連(お知らせ)メールが送信されます。

5. 受付メール受信設定について

基本情報設定画面にて、組織内他店の申請受付メールの受信設定を行います。

※本設定は管理者権限のユーザーのみ設定可能です。

以下のようなケースに有効な設定です。

- ・常に案件を共有し、審査を行っている支店がある
- ・本店直属の支店に、本店宛ての申請を常に共有したい

【操作方法】

基本情報設定画面—メール受信設定にて、該当の店を選択し、【更新】をクリックします。

メール受信設定 (申請提出メール)		
他店の申請提出メールを受信することができます。 (管理者のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> B00 特定行政庁 (確認検査)	<input checked="" type="checkbox"/> B01 特定行政庁 (確認検査)
	<input type="checkbox"/> B02 特定行政庁 (確認検査)	更新

6. 他支店異動時の対応について

担当案件を審査中に異動した場合、審査中案件の【担当者その他】に、異動後のアカウントが自動的に追加されます。

異動前・異動後のアカウントの同一性は、メールアドレスの登録値が同じであることで判定されます。これにより、異動後も異動前の案件の担当から外れることなく、引き続き審査進捗メールを受信することができます。

<例>〇〇審査機関 本店 ●●●●が、A 支店に異動になった場合

・異動前

The screenshot shows the system interface for handling applications. At the top, it displays the application details: Case ID DS2505-00008, Name: Building 0516, Location: ○○ Prefecture ○○ City 1-1-1. Below this, the 'Assignment' section lists categories: 意匠 (Design), 構造 (Structural), 設備 (Equipment), and その他 (Others). For each category, the responsible party is listed as '○○審査機関 本店' followed by a series of four black dots representing the account number. A yellow callout box points to the '構造' and 'その他' rows with the text: 「構造」、「その他」の審査を担当.

分類	審査担当者	審査結果	完了年月日	メモ	操作
意匠	○○審査機関 本店 △△△△				
構造	○○審査機関 本店 ●●●●				
設備	○○審査機関 本店 □□□□	未審査		<button>編集</button>	
その他	○○審査機関 本店 ●●●●	未審査		<button>編集</button>	

・異動後(〇〇審査機関 本店 ●●●●のアカウントが削除、〇〇審査機関 A 支店 ●●●●(同一人物)のアカウントが新規追加)

This screenshot shows the same system interface after the relocation. The application details remain the same. In the 'Assignment' section, the '構造' and 'その他' rows now show a greyed-out account number '●●●●' with a cancellation line through it. A yellow callout box points to this row with the text: 「構造」、「その他」の審査担当が、アカウント削除のタイミングにてグレー・取消線表示となる. In the 'その他' row, a new account number '〇〇審査機関 A支店' has been added, highlighted with a red box. A yellow callout box points to this row with the text: 担当者「その他」に異動後のアカウントが自動的に設定される.

分類	審査担当者	審査結果	完了年月日	メモ	操作
意匠	○○審査機関 本店 △△△△				
構造	○○審査機関 本店 ●●●●	未審査			
設備	○○審査機関 本店 □□□□	未審査			
その他	〇〇審査機関 A支店 ●●●●	未審査			

尚、異動者・退職者のアカウント管理(ルール詳細)につきましては、
[「ICBA 電子申請受付システム初期設定手順書_審査者_202509 更新 / P.15 / 1.5異動者・退職者のアカウント管理について」](#)
を参照ください。

システムの操作に関するお問合せ
一般財団法人建築行政情報センター
mail toiawase@icba.or.jp
TEL03-5225-7719 (担当 山田／野々村)
(対応時間：平日 9:30～17:45)